## 小山怜央後援会会則

## (名称及び事務局)

第1条 本会は、小山怜央後援会と称し、事務局を日本将棋連盟岩手県支部連合会事務局 (岩手県紫波郡紫波町日詰西6丁目6-2)に置く。

## (目的及び事業)

- 第2条 本会は郷土出身のプロ棋士・小山怜央氏を激励し、後援することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
  - 1. プロ棋士小山怜央氏の激励会の開催
  - 2. その他役員会において決定した事業

## (会員及び組織)

第4条 本会の会員は趣旨に賛同する者をもって組織する。

(経費)

- 第5条 本会の運営は一般会員、賛助会員の会費をもってする。
  - ・一般会員・・・一般 年会費 3,000円 中高生 年会費 2,000円 小学生 年会費 1,000円

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1. 会長 1名
- 2. 副会長 若干名
- 3. 幹事 若干名
- 4. 監事 2名
- 5. 事務局長 1名
- 第7条 会長は本会を代表し、会の執行を整理する。
- 第8条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。
- 第9条 幹事は会の運営に参画する。
- 第10条 監事は経理を監査し、その結果を役員会に報告する。
- 第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第12条 役員会は必要に応じ会長が招集し、出席者の過半数をもって決定する。
- 第13条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が役員会の承認を経て委嘱する。 (事務局)
- 第14条 1. 事務局は事務局長1名及び事務局員2名以上とする。
  - 2. 事務局員は事務局長の推薦により、会長が選任する。
  - 3. 事務局は会の運営、会計等の業務をする。
  - 4. 事務局員は役員会での決議権を有しない。

(会計)

- 第15条 本会の会計は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第16条 この会則に定めない事項については役員会において決定する。

付 則

この会則は令和5年3月1日から施行する。